

令和7年度高齢者地域交流支援事業補助金について

高齢福祉課（TEL 0771-68-0006）

昨年度までの「敬老事業補助金交付事業」を廃止し、新たに創設した補助金です。

1. 高齢者地域交流支援事業補助金について

事業目的：高齢者の孤立化を防止し、地域とのつながりを促進することを目的とした行事（多世代交流、高齢者相互の交流）を実施された場合に、その経費に対し、補助金を交付します。

対象事業：①地域内に居住する全ての方が参加可能な多世代交流（夏まつり等）
②地域内に居住する75歳以上の方全員が参加可能な交流会等（敬老会等）

実施主体：区（自治会）、複数区の連合体等（共同実施の場合）

補助金額：総事業費の2/3以内の額（100円未満切り捨て）

※ただし、基準日（毎年4月1日時点）に地域内に居住する（住民票がある）75歳以上の方の人数×1,500円を補助上限額とします。
（S25.4.1以前生まれ）

※各区の人数は別紙一覧のとおり

注意事項：記念品等の配布や、公民館等へそれぞれが記念品を取りに来るなど、対象者が交流する機会が無いと考えられる事業は補助対象になりません。

《対象者の確認のための住民基本台帳閲覧について》

※対象事業を実施するために必要な場合は、住民基本台帳を閲覧することができます。
※住民基本台帳の閲覧を希望される場合は、事前に市民課または各支所総務課へ電話予約をし、閲覧申請時には区長印および本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

TEL 市民課：68-0005 八木：42-2300 日吉：68-0030 美山：68-0040

2. 補助金交付申請書受付期間および事業対象期間

申請受付期間：令和7年4月14日（月）～令和7年12月19日（金）

事業対象期間：令和7年5月1日（木）～令和8年2月28日（土）

※申請書には、区等の公印を押印ください。

※交付決定日以降に事業（物品購入等も含む）を実施してください。

※申請から交付までの流れは次ページのとおり。

3. 申請書提出先

高齢福祉課または各支所総務課

4. その他

- (1) 補助事業を実施されるかどうかは区等のご判断となりますが、身近な地域内の交流促進にご活用いただければ幸いです。
- (2) 住民基本台帳の閲覧によって知り得た個人情報については、他に漏れることがないよう厳重に管理し、目的以外には使用しないようにしてください。
- (3) 不明な点は、高齢福祉課（Tel 0771-68-0006）までお問い合わせください。

《補助金交付申請から交付までの流れ》

① 地域において事業の計画をたてる【区等】

※事業内容・対象者の範囲・収支予算など（後頁のQ & Aもご確認ください）



① 「高齢者地域交流支援事業補助金交付申請書」と「高齢者地域交流支援事業計画書」の提出【区等】

【令和7年12月19日（金）まで】

※補助金交付申請額：総事業費の2/3または補助上限額のいずれか低い方の額



② 市で審査のうえ「交付決定通知書」を送付【南丹市】



③ 事業実施【区等】（令和8年2月末まで）

（注意）※事業は交付決定通知後に実施してください

※補助金の増額を伴う変更がある場合は、事業実施前に「変更承認申請書」の提出が必要ですので、高齢福祉課にご連絡ください



④ 「実績報告書」の提出【区等】（事業完了後すみやかに提出）

※添付書類：収支決算書・領収書等（写）・写真等の事業実施状況の分かる書類（写）



⑤ 市で確認のうえ「額の確定通知書」及び「請求書」を送付【南丹市】



⑥ 「請求書」の提出【区等】（区等の公印を押印ください）

※振込口座を指定いただきます



⑦ 補助金の交付【南丹市】